

「徳島県県産材利用促進条例（仮称）」 のあり方答申 <概要>

必要性

森林資源を循環利用することが、
徳島に恵みをもたらし、豊かな
自然環境が保たれることを伝える

<背景>

「徳島すぎ」を始めとする森林資源の充実
利用の低調、材価の低迷による森林機能の低下の懸念
「根元から梢まで」を総合利用する体制の活用

条例を構成すべき事項

第1章 総 則

目的

県産材利用の推進により、
・森林の多面的機能の発揮に貢献するとともに
・中山間地域の活性化及び本県経済の発展を図り
・県民が豊かな環境に囲まれたゆとりある生活を実現すること

基本理念

森林の役割に感謝し、県産材に愛着を持つこと
貴重な資源を次世代に引き継ぐこと
循環型社会への貢献に資すること

責 務

県
総合的・計画的
な施策の実施

連携

市町村

役 割

県民
・県産材の利用
の意義及び
重要性の認識

森林所有者
・森林の重要性
の認識

林業・木材産業
事業者
・安定供給
・有効活用

建築関係
事業者
・意識の醸成
・知識の習得

第2章 「とくしま木材利用指針」 木造化の基準 県産材の具体的な利用目標

第3章 県産材利用の促進

取組方針

1. 循環利用のための森林整備
2. 安定供給のための基盤整備・人材育成
3. 製材加工流通体制の整備
4. 公共建築物、公共工事、住宅への利用
5. 合板・バイオマス等への有効利用
6. 設計者、木材加工分野の人材育成
7. ブランド化、産地認証制度の推進
8. 新用途開発、販路開拓の支援

県における率先利用

県施設の木造化・木質化の推進

基準：木材利用指針

普及啓発

- ・県産材を使う意義の普及
- ・木育の推進
- ・利用推進月間の制定

情報の提供

- ・消費動向など木材流通の把握
- ・情報の提供

推進体制の整備

- ・推進体制の拠点を整備
- ・高等教育機関、学校との連携
- ・県、市町村、県民等、森林所有者、各事業者との連携や協働

第4章 その他の措置

顕彰制度

実施状況の公表

補則